重要文化財 旧長谷川家住宅
保存活用計画

平成30(2018)年3月

松阪市教育委員会

旧長谷川家住宅外観

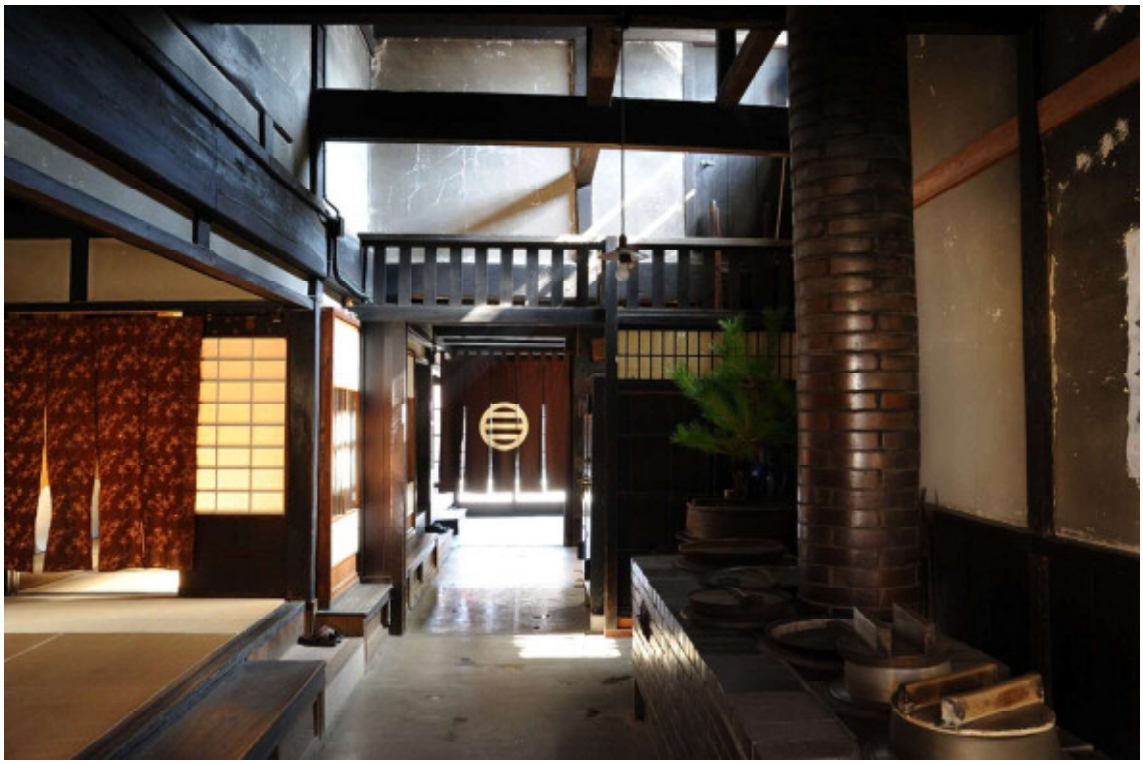

旧長谷川家住宅内観

はじめに

伊勢平野南部に位置する三重県松阪市は、かつて城下町･宿場町として発展してまいりました。この松阪の中心市街地は、戦国時代の武将･蒲生氏郷が天正年間に築城した松坂城を中心にまちづくりの基礎がつくられてきたもので、江戸時代には、多くの江戸店持ち伊勢商人を輩出し、日本の経済･文化に大きな影響を与えるまでに成長しました。現在も中心市街地には歴史を感じる名所･旧跡が残っています。

旧長谷川家住宅は、江戸店持ち伊勢商人の一家であった長谷川治郎兵衛家の旧宅で、平成25年4月に長谷川家から松阪市に寄贈されたものです。江戸時代中期に遡る主屋を中核として、江戸時代後期から大正期にかけて家業の隆盛とともに拡張と充実を遂げた大型の町屋建築として重要で、伊勢商人の発展過程が明確に理解される遺構として高い価値を有することから、平成28年7月に国の重要文化財に指定されました。

この旧長谷川家住宅の適切な保存と活用を図るため、平成25年度から平成29年度の5ヵ年にわたり保存活用計画の策定を進めてまいりました。この保存活用計画が市民をはじめとする多くの方々のご理解と、旧長谷川家住宅の維持管理と活用の礎になれば幸いと存じます。今後はこの計画を軸として保存管理及び整備、公開活用を図ってまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に多大なご協力を賜りました方々に深く感謝を申し上げます。

平成30年3月

松阪市教育委員会
教育長　中田 雅喜

例　言

１．本計画は、松阪市が「重要文化財(建造物)旧長谷川家住宅」の保存･活用に関する方針を定めたものである。

２．本計画の策定にあたり、平成24･25年度に独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所に委託して作成した『旧長谷川家住宅調査報告書』及び、平成27年度に実施した「旧長谷川邸建造物破損状況等調査業務」、「旧長谷川邸庭園破損状況等調査業務」の成果を反映させている。

３．計画策定は下記の体制で実施した。

策定指導　長谷川家文化財専門委員会

委員	菅原洋一	(三重大学)	平成25～29年度、委員長
	下村登良男	(松阪市文化財保護審議会)	平成25･26年度、副委員長
	門暉代司	(松阪市文化財保護審議会)	平成25～29年度、 平成28年度から副委員長
	林良彦	(奈良文化財研究所)	平成25～29年度
	嶋村明彦	(亀山市役所)	平成25～29年度
	中島義晴	(奈良文化財研究所)	平成26～29年度
文化庁文化財部参事官(建造物担当)			平成28～29年度

	三重県教育委員会事務局	社会教育･文化財保護課
事務局	松阪市教育委員会事務局	文化課(平成28年度まで)
	松阪市産業文化部	文化課(平成29年度)

４．本計画書の執筆･編集は、松阪市産業文化部文化課が行った。また、株式会社継承社へ「旧長谷川邸保存整備コンサルタント業務」を委託して、とりまとめにあたった。

５．本計画は、文化庁の定める『重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針』(平成11年3月)に準拠し、必要に応じて計画の標準構成に揚げられた項目の追記及び削除を行っている。

６．旧長谷川家住宅が所在する三重県指定史跡及び名勝に関しては、本計画とは別に『三重県指定史跡及び名勝 長谷川氏旧宅保存活用計画』を定めている。

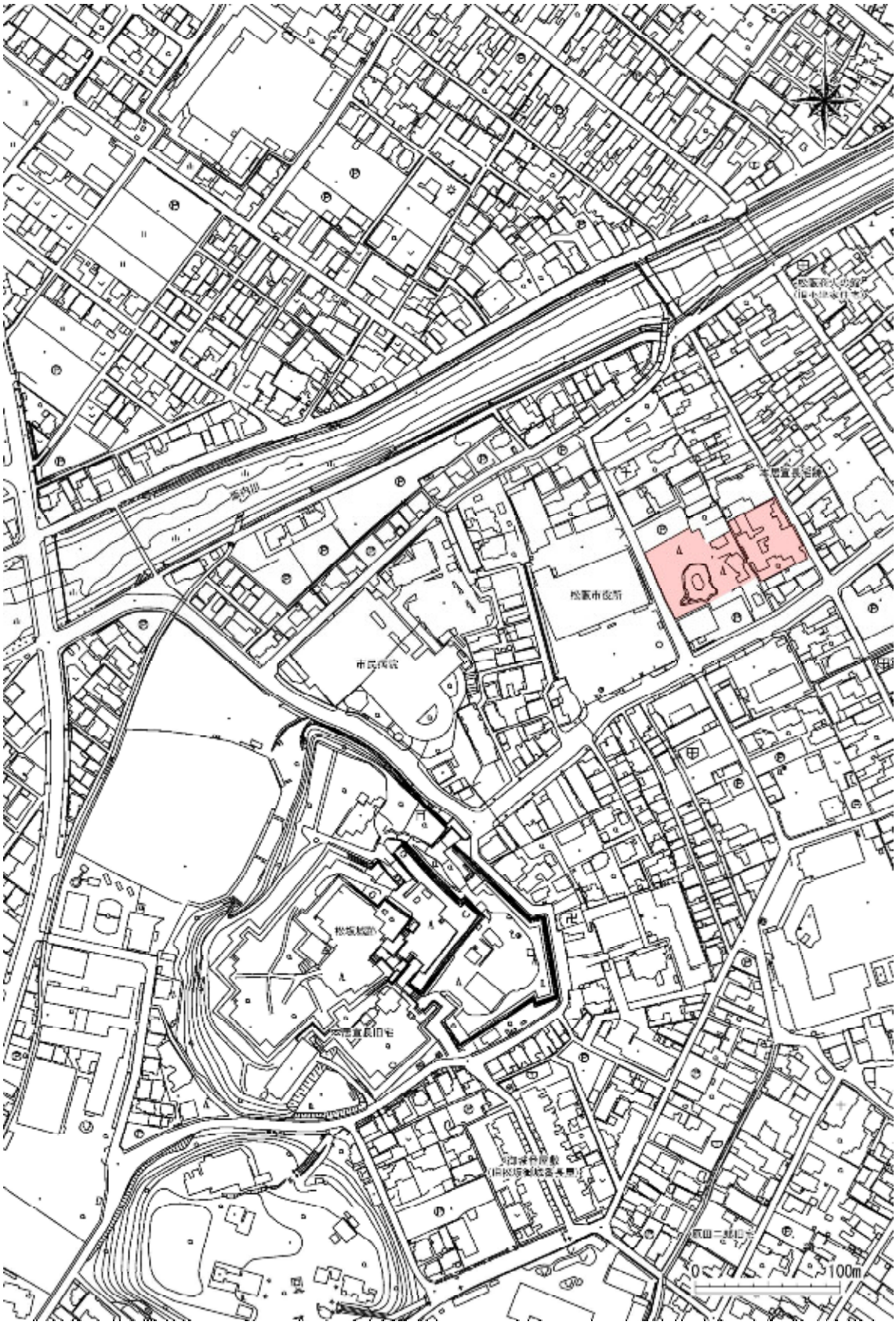

旧長谷川家住宅位置図(『松阪市都市計画図』1/2500をもとに作成)

目　次

第Ⅰ章　計画の概要
1　計画の作成
(1)計画作成年月 1
(2)計画作成者 1
2　文化財の名称等
(1)重要文化財(建造物)の名称 1
(2)建造物の構造及び形式 1
(3)所有者等の氏名及び住所 2
3　文化財の概要
(1)文化財の構成 2
(2)旧長谷川家住宅の概要 3
(3)文化財の価値 10
4　文化財保護の経緯
(1)重要文化財(建造物)指定までの経緯 11
(2)保存事業履歴 12
(3)活用履歴 13
5　保護の現状と課題
(1)保存の現状と課題 13
(2)活用の現状と課題 13
6　計画の概要
(1)計画区域 14
(2)計画の目的 15
(3)基本方針 15
(4)計画の概要と構成 15

第Ⅱ章　保存管理計画
1　保存管理の現状
(1)保存状況 17
(2)管理状況 22
2　保護の方針
(1)「部分」の設定と保護の方針 22

(2)「部位」の設定と保護の方針 23
3　管理計画
(1)管理体制 26
(2)管理方法 26
4　修理計画
(1)当面必要な維持修理の措置 27
(2)今後の保存修理計画 27

第Ⅲ章　環境保全計画
1　環境保全の現状と課題
(1)旧長谷川家住宅の周囲の環境 29
(2)都市計画における計画区域の位置づけ 29
(3)背割下水と池庭水系 32
2　環境保全の基本方針 33
3　区域の区分と保全方針
(1)区域の区分 33
(2)各区域の保全方針 33
4　建造物の区分と保護の方針
(1)建造物の区分 34
(2)建造物保護の方針 34
5　防災上の課題と対策
(1)防災上の課題 35
(2)当面の改善措置と今後の対処方針 36
(3)環境保全施設整備計画 36

第Ⅳ章　防災計画
1　防火・防犯対策
(1)火災時の安全性に係る課題 37
(2)防火管理計画 38
(3)防犯計画 42
(4)防火・防犯設備計画 42
2　地震時の安全対策
(1)地震時における安全性確保 43
(2)日常の維持管理に当たって留意すべき事項 44
(3)使用方法に関して留意すべき事項 45
(4)補強を伴う修理 46

(5)環境の整備 46
(6)地震時の対応..... 47
3　耐風対策
(1)被害の想定 47
(2)今後の対処方針..... 47
4　水害対策
(1)被害の想定 48
(2)今後の対処方針..... 48
5　その他の災害対策..... 48

第Ⅴ章　活用計画
1　公開その他の活用に係る基本方針..... 49
2　公開計画
(1)公開活用区域の設定..... 49
(2)各公開活用区域における活用計画..... 50
3　整備基本計画(設備設置計画)
(1)公開活用区域Ａにおける整備..... 52
(2)公開活用区域Ｂにおける整備..... 52
(3)公開活用区域Ｃにおける整備..... 52
4　管理･運営計画..... 53

第Ⅵ章　保護に係る諸手続き
1　文化庁長官への届出を要する行為..... 54
2　文化庁長官への許可を要する行為..... 55
3　計画の改定に係る手続き..... 56

巻末資料
部分部位の設定票 57
指定外建造物の区分と部位の設定票..... 189
図面 209